

(第2回、最終) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和7年2月27日
契約業者名	株木建設株式会社 茨城本店
契約業者の住所	茨城県水戸市吉沢町311番地1
工事の名称	R5利根川右岸森戸下流排水樋管新設工事
工事場所	千葉県銚子市森戸町地先
工事種別	一般土木工事
工事概要	樋門・樋管 河川土工 1式 盛土工 1式 路体(築堤)盛土 約5,100m3 樋門・樋管本体工 1式 矢板工 約80枚 函渠工(B=4.0m H=2.0m 1連) 1式 コンクリート 約120m3 PC函渠 約17.1m 翼壁工(川表)(川裏) 約90m3 水路工(堤外) 1式 導水路工(堤内地側) 1式 堤脚水路工 1式 付属物設置工 1式 上屋工 1式 法覆護岸工 1式 仮設工 1式 製作工 1式 小型水門製作 1式 据付工 1式 小型水門設備据付 1式
工期(自)	令和6年4月1日
工期(至)	令和7年3月14日
変更前の契約金額	360,800,000円(税込み)
変更金額	+40,480,000円(税込み)
変更後の契約金額	401,280,000円(税込み)
変更理由	1. 河川土工 現地調査の結果、現場発生土が築堤に使用できなくなったことから不足分を運搬する必要性が生じたため、盛土工(ICT)を増工する。 2. 樋門・樋管本体工 現地調査の結果、支持層の位置が相違していることが判明し、均しコンクリート量を変更する必要性が生じたため、函渠工及び翼壁工を増工する。 3. 堤外水路工 現地の河川水位と地盤高を確認した結果、堤外水路設置範囲の変更が生じたため、堤外水路工を減工する。 4. 堤脚水路工 現地確認の結果、当初想定していた矢板打設工法では施工が困難であり、工法の変更が生じたため、矢板工を増工する。 5. 付属物設置工 現地確認の結果、安全対策のためガードレールを設置する必要性が生じたため、管理用道路橋梁工を増工する。 6. 仮設工 現地確認の結果、重機走行のための地耐力が不足していることが判明し、敷鉄板の敷設が必要となったため、工所用道路工を増工する。 7. 共通仮設費 敷鉄板枚数が増加したため運搬費を増工する。 8. 工期 工期は、堤脚水路工、堤内側導水路工、付属物設置工の増工により14日間延長し、令和7年3月14日までとする。